

真岡市事業所婚活サポーター設置要綱

(趣旨)

第1条 真岡市内で、結婚を希望する独身男女を支援するため、企業あるいは団体等（以下「事業所」という。）内に設置し、事業所における結婚の推進や真岡市主催の出会い応援事業への参加協力、真岡市結婚相談員との情報交換等を行い、事業所等における結婚の推進を図る。

(名称)

第2条 名称は、「真岡市事業所婚活サポーター」（以下、「婚活サポーター」という）という。

(活動内容)

第3条 婚活サポーターは、真岡市結婚相談員連絡協議会事務局と連携し、従業員等の結婚を推進するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 事業所の従業員等の結婚相談に関すること。
- (2) 真岡市主催の出会い応援事業の情報提供や事業協力に関すること。
- (3) 真岡市結婚相談員と連携して、事業所等の結婚推進に関すること。
- (4) 真岡市結婚相談員連絡協議会が実施する研修への参加に関すること。

(遵守事項)

第4条 婚活サポーターは、結婚を希望する事業所等の相談者の個人情報やプライバシーの管理に十分留意して、活動しなければならない。

- 2 婚活サポーターの活動として知り得た個人の秘密や情報は、サポーターを辞した後も他に漏らしてはならない。
- 3 婚活サポーターは、自己及び自己の属する事業所等の利益を得ることを目的とした活動を行ってはならない。

(推薦)

第5条 婚活サポーターは、真岡市出会い応援事業に賛同する事業所等の従業員等であって、当該事業所から推薦を受けた者は、真岡市婚活サポーター登録申請書を真岡市結婚相談員連絡協議会長に提出するものとする。

- 2 真岡市結婚相談員連絡協議会長は、前項の申請書を受理したときは、

その内容を審査し、婚活サポーターとして適当と認めた者を真岡市婚活サポーター登録台帳に登録するものとする。

(任期)

第6条 婚活サポーターの任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、異動や退職等により就任した婚活サポーターは、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 婚活サポーターの会議は、真岡市結婚相談員との会議や研修等を開催し、結婚推進の協議を行う。

(庶務)

第8条 婚活サポーターの庶務は、総合政策部出会い結婚サポートセンターにおいて処理する。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 4月1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月1日から施行する。

この要綱は、令和 5年 4月1日から施行する。